

発議第1号

斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

令和7年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）が改正されたことから、この改正内容に準じて、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 期末手当の支給月数の改定（第1条及び第2条関係）

期末手当について、令和7年4月1日に遡り、支給月数を0.05月分引き上げる。

(期末手当の支給月数)

支給月	支給月数		
	現 行	改 定 後	
		令和8年度以降	令和7年度
6月	1.725月	1.75月	1.725月
12月	1.725月	1.75月	1.775月
合 計	3.45月	3.50月	3.50月

2. 施行期日等

第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡り適用します。
また、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。